

都市計画マスタープラン見直しに係る現行計画の取組状況

資料2-3

全体構想基本方針	番号	現都市計画マスタープラン	平成23年度から平成30年度までの取組内容	令和元年以降の取組内容・方向性	総合計画・立地適正化計画・北海道都市計画区域マスタープラン（区域マス）等による見直し箇所	都市計画マスタープラン見直し案	
1. 土地利用の基本方針							
(1)コンパクトな市街地の形成	1	●現在の用途地域を基本とし、低炭素型都市づくりを目指したコンパクトで持続可能な市街地を形成するため、市街地の輪郭形成として外縁の一部に緑道による緑のネットワークを配置するなど、市街地拡大を伴う無秩序な土地利用を抑制します	◎低炭素型都市づくりの取組み ・太陽光発電を活用した地域交通活性化事業 ・当別町総合体育館災害対応型再生可能エネルギー導入事業 ・地中熱等を活用した農業活性化のための可能性調査事業 ・当別町木質バイオマス熱利用事業化計画 ◎コンパクトなまちづくり ・立地適正化計画を策定中。（平成30年度から令和元年度）	◎低炭素型都市づくりの取組み ・西当別小・中学校木質ボイラ導入事業 ・一体型義務教育学校など公共施設への木質ボイラ導入 ・河川支障木チップ製造調査研究事業 ・民間事業者との連携による木質チップ製造・供給体制等の構築 ◎今後の低炭素型都市づくりの考え方 ・木質バイオマスなど、本町の地域特性を活かした再生可能エネルギーの活用推進 ・ライフサイクルコストや事業採算性を考慮した持続可能な事業展開の検討 ・照明のLED化など、省エネルギーの促進 ◎コンパクトなまちづくり ・立地適正化計画に基づきコンパクトで持続可能な市街地の形成をする。 ◎役場庁舎建て替えについて ・新庁舎の機能や役割について検討	◆第6次総合計画（P5, 12, 45） ◆立地適正化計画（P73） ◆北海道都市計画区域マスタープラン（P3, P7）	●現在の用途地域を基本とし、低炭素型都市づくりを目指したコンパクトで持続可能な市街地を形成するため、立地適正化計画に基づき、拠点における都市機能の集積と居住の誘導促進などにより、市街地拡大を伴う無秩序な土地利用を抑制します。 また、JR石狩当別駅及びJR石狩太美駅周辺地区については、役場庁舎等の公共施設や医療・福祉・子育て支援・商業施設等の都市機能を誘導する区域として、市街地再開発事業や地区計画等を活用し、低未利用地の有効活用及び高度利用を進め生活拠点の形成を図ります。	
	2	●農業地域、森林地域については、良好な田園景観や農地を保全するため、必要に応じて特定用途制限地域の指定について検討を進めます	◎農業・森林地域における特定用途制限地域の指定 ・特定用途制限地域の指定はしていない。	◎農業・森林地域における特定用途制限地域の指定 ・良好な田園景観や農地を保全するため、必要に応じて特定用途制限地域の指定を検討する。		●農業地域、森林地域については、良好な田園景観や農地を保全するため、必要に応じて特定用途制限地域の指定について検討を進めます。	
	3	●豊かな自然環境の保全と景観に配慮した土地利用を推進するため、当別町景観計画を基本とした美しいまちづくりを目指すとともに、生活基盤と産業基盤の均衡のとれた総合的な土地利用を計画的に推進します	◎景観計画を基本とした美しいまち ・景観計画に基づいた届出制度による景観形成の推進を図っている。	◎景観計画を基本とした美しいまち ・当別町景観計画に基づいた、緩やかな規制や誘導による景観形成を図る。	◆第6次総合計画（P13） ◆景観計画（P7）	●豊かな自然環境の保全と景観に配慮した土地利用を推進するため、「当別町景観計画」を基本とした自然と調和した美しい田園のまちを目指すとともに、生活基盤と産業基盤の均衡のとれた総合的な土地利用を計画的に推進します。	
	4	●本町市街地の住宅地内に点在する準工業地域などは、土地利用の状況等を踏まえ、周辺の住宅地と一体的な市街地が形成されるよう、必要に応じて用途地域の見直しを進めます	◎用途地域の見直し ・住宅地内にある準工業地域については、土地利用状況に変化がないため見直しをしていない。	◎用途地域の見直し ・立地適正化計画や今後の土地利用状況等を踏まえ、必要に応じて用途地域の見直しを検討する。		●本町市街地の住宅地内にある準工業地域などは、土地利用の状況等を踏まえ、周辺の住宅地と一体的な市街地が形成されるよう、必要に応じて用途地域の見直しを進めます。	
	★追加	5		◎275号沿道の混在した土地利用 ・国道沿道及び周辺住環境に配慮した適切な土地利用を図る。	◆北海道都市計画区域マスタープラン（P3）	●本町市街地の国道275号沿道工業、流通業務地周辺は、住居・商業・工業の各機能が混在した土地利用が見られるため、今後の土地利用の動向を見極めながら、必要に応じて特別用途地区や地区計画等を活用して、背後住宅地の住環境に配慮した適切な土地利用を図ります。	
		6	●石狩太美駅南側の市街地は鉄道の電化・高速化に伴い、今後の住宅需要の高まりや商業業務系土地利用動向を見据え、利便性の高い土地利用について検討します	◎太美駅南側の土地利用 ・立地適正化計画を策定中。（平成30年度から令和元年度）	◎太美駅南側の土地利用 ・立地適正化計画策定に基づき、太美駅周辺の町有地の有効活用、商業業務系や住居施設の整備・誘導を図る。	◆第6次総合計画（P5, 12, 45） ◆立地適正化計画（P73）	●石狩太美駅南側の市街地は、鉄道の電化・高速化に伴う今後の住宅需要の高まりや商業業務系土地利用動向を見据えつつ、低未利用地の活用により、都市機能の誘導を図るなど、利便性の高い土地利用を図ります。
		7	●石狩当別駅周辺は、行政、商業、交通など公共公益サービスの利便性が高い地区として、地区内人口の増加を図るため、商業業務施設と複合した集合住宅や併用住宅などの立地を促進し、魅力が感じられるまちなか居住空間の創出を検討します	◎まちなかの居住空間の創出 ・立地適正化計画を策定中。（平成30年度から令和元年度） ・未利用地の有効活用として一時堆雪スペースで空き地を利用している。	◎まちなかの居住空間の創出 ・立地適正化計画に基づき、利便性の高い地区を都市機能誘導区域として、商業施設等の立地の誘導を図る。 ・未利用地の有効活用として、一時堆雪スペースで空き地を有効活用する。	◆第6次総合計画（P5, 12, 45） ◆立地適正化計画（P73）	●石狩当別駅周辺は、行政、商業、交通など公共公益サービスの利便性が高い地区として、魅力が感じられるまちなか居住空間を創出するため、商業業務施設と複合した集合住宅や併用住宅などの立地を促進するなど居住を誘導を図ります。
(2)住宅系土地利用の推進							

全体構想基本方針	番号	現都市計画マスタープラン	平成23年度から平成30年度までの取組内容	令和元年以降の取組内容・方向性	総合計画・立地適正化計画・北海道都市計画区域マスタープラン（区域マス）等による見直し箇所	都市計画マスタープラン見直し案
	8	●戸建て住宅、共同住宅、学校、商店、事務所などが立地する商業業務地周辺の一般住宅地は、生活利便性の向上を図り、建物の不燃化や未利用地の宅地化など、低中層住宅を中心とした利便性の高い住宅地の形成を推進します。また、多様な住宅供給を進めるため、公共賃貸住宅の整備を推進するとともに、民間賃貸住宅の供給を促進します	◎商業業務地周辺住宅地の生活利便性向上 ・一般住宅街における生活利便性の向上について、立地適正化計画で検討。 ◎町営住宅の整備推進 ・当別町町営住宅長寿命化計画に基づき改修及び維持管理のための修繕、塗装工事等を実施 ◎民間賃貸住宅の供給推進（学生向けほか） ・JR北海道に対し、石狩当別駅周辺開発として、賃貸マンション建設を要望。	◎商業業務地周辺住宅地の生活利便性向上 ・立地適正化計画に基づき、生活利便性の高い地区を居住誘導区域として居住の誘導を図る。 ◎町営住宅の整備推進 ・当別町町営住宅長寿命化計画が実施と乖離が生じていることから見直しを検討。 ・子育て世帯向け住宅の建設検討。 ◎民間賃貸住宅の供給推進 ・令和2年度にJR北海道が石狩当別駅隣接のJRドーム当別の増築（新棟建設 30室程度）を行う予定。 ◎一体型義務教育学校の整備	◆第6次総合計画（P5,11） ◆立地適正化計画（P88）	●戸建て住宅、共同住宅、学校、商店、事務所などが立地する商業業務地周辺の一般住宅地は、生活利便性の向上を図り、建物の不燃化や未利用地の宅地化など、低中層住宅を中心とした利便性の高い住宅地の形成を推進します。 また、 多様化する住宅ニーズに対応した住環境を供給するため、既存の町営住宅の整備・改善に努める一方、老朽化した町営住宅については廃止などを含め検討します。一体型義務教育学校の整備に伴い、新しい町営住宅や子育て世帯向けの町営住宅建設に向けた検討を行うとともに、 民間賃貸住宅の供給を促進します。
	9	●市街地外縁部の低層住宅地は、街区や通りごとの建物の色や形態を統一、樹木や花による個性を演出するなど、当別町景観計画に基づき住宅地の景観づくりに向けた基本的なルールを検討し、周辺の田園景観と調和した住宅地の形成を推進します。	◎景観計画の方針、ルールの検討 ・景観計画に基づいた届出制度による景観形成の推進を図っている。 ・住宅地景観形成ガイドラインは未策定。	◎景観計画の方針、ルールの検討 ・当別町景観計画に基づき、周辺の田園景観と調和した住宅地の形成を推進する。	◆景観計画（P14）	●市街地外縁部の低層住宅地は、街区や通りごとの建物の色や形態を統一、樹木や花による個性を演出するなど、当別町景観計画に基づき住宅地の景観づくりに向けた基本的なルールを検討し、周辺の田園景観と調和した住宅地の形成を推進します。
	10	●今後の世帯数の増加に伴う宅地需要に対応するため、市街地内の未利用地を活用するとともに、市街地外縁部に配置する幹線道路の内側の用途白地地域において、低層住宅地や一般住宅地の保留地を確保し、農林業と十分に調整を図った上で住宅系用途地域を検討するなど、土地利用の整序を図ります。	◎低未利用地の活用、一般住宅地の保留地の確保 ・町有地の売却による低未利用地の利活用を実施。	◎低未利用地の活用・一般住宅地の保留地の確保 ・立地適正化計画に基づく市街地内の低未利用地の活用と、将来的な宅地需要に対応するための、用途白地地域における保留地の確保を図る。	なし	●今後の世帯数の増加に伴う宅地需要に対応するため、市街地内の未利用地を活用するとともに、市街地外縁部に配置する幹線道路の内側の用途白地地域において、低層住宅地や一般住宅地の保留地を確保し、農林業と十分に調整を図った上で住宅系用途地域を検討するなど、土地利用の整序を図ります。
	11	●背景となる農地や森林と調和したスウェーデンヒルズやみどり野などの近自然型住宅地は、地域住民の今後のまちづくりや住環境の保全等に関する意向等を踏まえ、景観地区や地区計画等の指定を検討し、住環境の保全を推進します。	◎近自然型住宅地の住環境の保全 ・住環境を保全するため、特定用途制限地域の指定に向けた協議を実施中。	◎近自然型住宅地の住環境の保全 ・地域住民のまちづくりや住環境の保全等に関する意向を踏まえ、必要に応じて特定用途制限地域の指定を検討する。	◆北海道都市計画区域マスタープラン（P4）	●背景となる農地や森林と調和したスウェーデンヒルズやみどり野などの近自然型住宅地は、地域住民の今後のまちづくりや住環境の保全等に関する意向等を踏まえ、景観地区や地区計画、 特定用途制限地域等 の指定を検討し、住環境の保全を推進します。
	12	●豊かな自然の中での生活を望む新たな需要に対応するため、田園地域や森林地域を活用した優良田園住宅地の計画的な整備を促進します。また、空き家となった農家住宅などは、田舎暮らしを望む新たな需要に対応するために情報の一元化を図り、自然環境を生かした住宅の供給を推進します。	◎優良田園住宅 ・優良田園住宅促進区域の拡大に向けた協議を、関係権利者等と実施。（拡大に至っていない。） ◎空き家の情報一元化 ・平成27年度に「当別町空き家等の適正管理に関する条例」制定。空き家を取り扱う不動産管理会社のホームページにリンクした「当別町空き家情報」を平成27年9月より実施。 平成28年9月から「北海道空き家情報バンク」に同様の情報をリンク。	◎優良田園住宅 ・需要に応じて、優良田園住宅地の計画的な整備を促進する。 ◎空き家の情報発信 ・当別町空き家等対策協議会において空き家の情報発信等について検討する。	◆第6次総合計画（P12） ◆北海道都市計画区域マスタープラン（P4）	●豊かな自然の中での生活を望む新たな需要に対応するため、田園地域や森林地域を活用した優良田園住宅地の計画的な整備を促進します。また、空き家となった農家住宅などは、田舎暮らしを望む新たな需要に対応するために情報の一元化を図り、自然環境を生かした住宅の供給を推進します。
(3)商業系土地利用の推進	13	●石狩当別駅南側の中心市街地は、町民が主体となって建物や看板、案内サイン、樹木や花による植栽のほか、無電柱化など街なみづくりのルールを定めるとともに、本町市街地の基軸となる当別大通の賑わいを創出するため、沿道宅地の積極的な土地利用を促進します。	◎沿道宅地の積極的な土地利用 ・立地適正化計画を策定中。（平成30年度から令和元年度） ◎空き家の情報一元化 ・平成27年度に「当別町空き家等の適正管理に関する条例」制定。空き家を取り扱う不動産管理会社のホームページにリンクした「当別町空き家情報」を平成27年9月より実施。 平成28年9月から「北海道空き家情報バンク」に同様の情報をリンク。	◎沿道宅地の積極的な土地利用 ・立地適正化計画に基づく誘導区域の設定により、利便性の向上や賑わいの創出を図る。 ◎空き家の情報発信 ・当別町空き家等対策協議会において空き家の情報発信等について検討する。	◆北海道都市計画区域マスタープラン（P3） ◆新しい総合計画（P30）	●石狩当別駅南側の中心市街地は、町民が主体となって 建物や看板、案内サイン、樹木や花による植栽などの街並みづくり を進めるとともに、本町市街地の基軸となる当別大通の賑わいを創出するため、沿道宅地の積極的な土地利用を促進します。
	14	●レンガ倉庫が建ち並び石狩当別駅南側の地区は、レンガ倉庫をまちづくりの資源と捉え、「ふれあい倉庫」の積極的な活用、運用を図り、まちづくりの情報発信や、町民・来訪者などの憩いの場、コミュニケーション空間として、中心市街地の賑わいを創出します。	◎ふれあい倉庫の活用 ・イベントの企画、開催により来館者及び売上げが増加。	◎ふれあい倉庫の活用 ・各種イベントの企画、宣伝媒体を活用した情報発信により、さらなる賑わいの創出を図る。		●レンガ倉庫が建ち並び石狩当別駅南側の地区は、レンガ倉庫をまちづくりの資源と捉え、「ふれあい倉庫」の積極的な活用、運用を図り、まちづくりの情報発信や、町民・来訪者などの憩いの場、コミュニケーション空間として、中心市街地の賑わいを創出します。
	15	●本通沿道の地区は、入植時の面影を残す道路の線形やパンケチュウベシナイ川との近接性を生かし、新たな個性を演出するなど、歩いて楽しい商業業務地の形成を推進します。	◎本通商店街の活性化 ・本通線(商店街沿線)の照明灯老朽化に伴い更新工事を実施。	◎本通商店街の活性化 ・本通線(商店街沿線)の照明灯更新工事を継続。 ・新たな個性のある商業業務地の形成の推進をする。	なし	●本通沿道の地区は、入植時の面影を残す道路の線形やパンケチュウベシナイ川との近接性を生かし、新たな個性を演出するなど、歩いて楽しい商業業務地の形成を推進します。

全体構想基本方針	番号	現都市計画マスタープラン	平成23年度から平成30年度までの取組内容	令和元年以降の取組内容・方向性	総合計画・立地適正化計画・北海道都市計画区域マスタープラン(区域マス)等による見直し箇所	都市計画マスタープラン見直し案
	16	●石狩太美駅前の商業業務地は、生活利便施設等の集積による利便性の向上と賑わいの創出を図ります。	◎太美駅周辺商業業務地の利便性向上 ・企業誘致の取り組みによりホームセンターを誘致。	◎太美駅周辺商業業務地の利便性向上 ・利便性向上のため企業誘致セミナーへの参加、個別企業訪問、支援制度等により誘致を図る。	なし	●石狩太美駅前の商業業務地は、生活利便施設等の集積による利便性の向上と賑わいの創出を図ります。
(4)工業流通系土地利用の推進	17	●本町市街地内にある国道275号沿道の工業、流通業務地は、住工の混在や未利用地を解消するため、特別用途地区等による工業系土地利用への純化を図り、周辺の田園景観や沿道景観に配慮した工業流通施設の立地、誘導を図ります。	◎国道275号沿道の工業・流通業務地の住工混在の解消 ・特別工業地域の指定により、住工の混在の解消し、工業系土地利用への純化を図っている。	◎国道275号沿道の工業・流通業務地の住工混在の解消 ・特別工業地域の指定に伴う工業系土地利用の純化を図る。	なし	●本町市街地内にある国道275号沿道の工業、流通業務地は、住工の混在や未利用地を解消するため、特別用途地区等による工業系土地利用への純化を図り、周辺の田園景観や沿道景観に配慮した工業流通施設の立地、誘導を図ります。
	18	●地域雇用を確保する優良企業の誘致を図るため、大都市に近接する地理的優位性を最大限に生かし、国道337号(道央圏連絡道路)並びに国道275号沿道に企業誘導ゾーンを配置するなど、地域の農業振興と調和した優良企業等の適切な誘導を図り、今後の計画等の進捗を踏まえ必要が認められる場合には、土地利用の規制・誘導方策の適切な運用を図ります。	◎企業誘導ゾーンにおける企業誘致 ・地域未来投資促進法に基づく当別町基本計画の策定。(重点促進区域の指定。) ・企業誘致セミナーへの参加、個別企業訪問等の実施。	◎地域未来投資促進法 ・本法の使用承認に基づき、菓子製造工場の拡張工事を令和元年7月に着工した。 (令和3年11月完成予定) ・また、道の駅の隣接地に「かもけいアグリ株」がいちご観光農園を開業するべく工事を進めている。引き続き、当別町企業立地促進条例のPRに努め、企業誘致の推進を図る。	◆第6次総合計画(P30)	●地域雇用を確保する優良企業の誘致を図るため、大都市に近接する地理的優位性を最大限に生かし、国道337号(道央圏連絡道路)並びに国道275号沿道に企業誘導ゾーンを配置するなど、地域の農業振興と調和した優良企業等の適切な誘導を図り、今後の計画等の進捗を踏まえ必要が認められる場合には、土地利用の規制・誘導方策の適切な運用を図ります。
(5)農地の保全、農業集落の形成	19	●当別町の基幹産業である農業を振興するため、農業振興地域における農用地の保全を促進します。	◎優良農地の保全、農業経営の安定化、農業所得向上 ・農業農村整備事業や多面的機能支払交付金事業等を活用し、農業振興地域における農用地の保全を促進し、農業経営の安定化や農業所得向上を図られた。 ◎農業集落における農業者の高齢化、担い手不足 ・農業次世代人材投資事業等により、新規就農者の受け入れたほか、農業経営サポート事業を活用し、複数戸法人の設立を支援するなど、農用地保全の担い手確保を図った。	◎優良農地の保全、農業経営の安定化、農業所得向上 ・引き続き、農業振興地域における農用地の保全を促進し、当別町の農業産出額の向上を図る。 ◎農業集落における農業者の高齢化、担い手不足 ・引き続き、農用地の保全に必要な多様な担い手の確保に努めていく。	なし	●当別町の基幹産業である農業を振興するため、農業振興地域における農用地の保全を促進します。
	20	●農業集落内の農地や市街地に近接する農地などを活用し、体験型農園や観光型農園による、町民や来訪者が家族で楽しめる都市と農村の交流空間を創出し、地域の活性化を促進します。	◎体験型農園や観光型農園 ・都市と農村の交流空間として、東裏体験農村公園を開設し、町内外からの体験農園利用を促進した。	◎体験型農園や観光型農園 ・東裏体験農村公園を継続して開設することで、都市と農村の交流を推進する。	なし	●農業集落内の農地や市街地に近接する農地などを活用し、体験型農園や観光型農園による、町民や来訪者が家族で楽しめる都市と農村の交流空間を創出し、地域の活性化を促進します。
	21	●中小屋、弁華別・茂平沢、蕨岱、東裏、川下、金沢など比較的規模の大きな農業集落において、コミュニティの中心となる地区を形成するため、学校や神社、地域集会施設などの周辺をコミュニティ空間と位置づけ、施設内の緑化や歩道の整備など、地区環境整備を推進します。	◎学校や神社、地域集会施設周辺の緑化や歩道の整備 ・各地域集会施設については適時維持補修を実施。	◎学校や神社、地域集会施設周辺の緑化や歩道の整備 ・各地域集会施設については適時維持補修を実施し保全を図っている。	なし	●中小屋、弁華別・茂平沢、蕨岱、東裏、川下、金沢など比較的規模の大きな農業集落において、コミュニティの中心となる地区を形成するため、学校や神社、地域集会施設などの周辺をコミュニティ空間と位置づけ、施設内の緑化や歩道の整備など、地区環境整備を推進します。
	22	●地域資源を活用した都市と農村の交流を促進するため、農業集落に残る使われなくなった農家住宅や納屋などはファームインやファームステイの宿泊所、ファームレストランなどに活用し、体験型農園や観光型農園と連携するなど、来訪者や観光客を受け入れる施設の創出を図ります。	◎農家住宅の利活用 ・平成27年度に「当別町空き家等の適正管理に関する条例」制定。空き家を取り扱う不動産管理会社のホームページにリンクした「当別町空き家情報」を平成27年9月より実施。	◎農家住宅の利活用 ・当別町空家等対策協議会において空家の情報発信等について検討する。 ◎観光客等の受け入れ ・食・観光を提供する生産空間の維持・発展による魅力向上させることで、関係人口の拡大に向け取り組み。	なし	●地域資源を活用した都市と農村の交流を促進するため、農業集落に残る使われなくなった農家住宅や納屋などはファームインやファームステイの宿泊所、ファームレストランなどに活用し、体験型農園や観光型農園と連携するなど、来訪者や観光客を受け入れる施設の創出を図ります。
(6)新駅設置予定地周辺(新しいまちの顔づくり) ★追加	23			◎新駅における交通結節点機能の確保 ・新駅へのアクセス向上について検討。	◆第6次総合計画(P16) ◆北海道都市計画区域マスタープラン(P6)	●新駅の設置に伴う交通結節点機能の整備 ・新たな交通結節点機能としての鉄道駅、駅前広場の整備を推進します。 ・新駅への道路等の交通アクセスの向上による、公共交通の利便性の向上を図ります。
	24			◎太美市街地及び道の駅周辺の土地利用 ・太美市街地及び道の駅周辺は、地元企業等の生産体制の強化に合わせた公民連携の取り組みを推進する。	◆第6次総合計画(P44) ◆立地適正化計画(P87)	●賑わいを生む拠点として既存市街地との連携の強化 ・地元企業が拠点の賑わい創出に資するような、集客施設の設置・運営するための支援の検討を進めます。 ・既存市街地(太美市街地)への都市機能施設の誘導と合わせた、利便性や魅力の向上により、人の呼び込みや居住の誘導を図ります。

全体構想基本方針	番号	現都市計画マスタープラン	平成23年度から平成30年度までの取組内容	令和元年以降の取組内容・方向性	総合計画・立地適正化計画・北海道都市計画区域マスタープラン（区域マス）等による見直し箇所	都市計画マスタープラン見直し案	
★追加	25			◎太美市街地及び道の駅周辺の土地利用 ・太美市街地及び道の駅周辺は、地元企業等の生産体制の強化に合わせた公民連携の取り組みを推進する。	◆第6次総合計画（P44） ◆立地適正化計画（P87）	●新駅周辺の土地利用の基本方針 ・新駅の設置予定地を含む太美市街地及び道の駅周辺については、企業誘導ゾーンを踏まえ、既存市街地の利便性や賑わいの向上につながるよう段階的な土地利用を図るため、必要に応じて特定用途制限地域等を定めるなど、良好な景観や優良農地の保全を図りながら、適切な土地利用を進める。	
2. 交通の基本方針							
(1)自動車系道路の整備	26	●道央圏内および道北圏との広域的な連絡性を高め、人や物の移動を活発化するため、広域幹線道路として国道337号（道央圏連絡道路）、国道275号の整備を促進します。	◎市街地内の道路整備 ・道央圏連絡道路(国道337号)他の整備促進要望の実施。	◎国道の整備促進 ・継続的に早期完成に向け整備促進要望を実施していく。	◆第6次総合計画（P16）	●道央圏内および道北圏との広域的な連絡性を高め、人や物の移動を活発化するため、広域幹線道路として国道337号（道央圏連絡道路）、国道275号の整備を促進します。	
	27	●当別町内の各地域を連絡するとともに、近隣市町村との広域的な連絡性を高めるため、道道札幌当別線、道道当別浜益港線、道道岩見沢石狩線などの整備を促進します。	◎道道の整備状況 ・道道各路線において地域要望を踏まえた整備要望を実施。	◎道道の整備促進 ・継続的に地域要望を踏まえた整備促進要望を実施していく。		●当別町内の各地域を連絡するとともに、近隣市町村との広域的な連絡性を高めるため、道道札幌当別線、道道当別浜益港線、道道岩見沢石狩線などの整備を促進します。	
	28	●市街地内における円滑な自動車交通を確保するため、当別大通をはじめとする市街地内幹線道路の整備を推進します。また、西部地域の市街地内に市街地内幹線道路を配置し、必要に応じて都市計画決定を行うなど、市街地内幹線道路の整備を推進します。	◎市街地内都市計画道路の整備 ・都市計画道路「当別大通」の一部区間の整備を実施。以降は実施していない。 ・西部地域の新規路線の都市計画決定はされていない。	◎市街地内都市計画道路の整備 ・長期未着手都市計画道路の見直し方針に基づき、見直しの検討を進め、市街地内幹線道路の整備を推進する。	◆第6次総合計画（P16）	●市街地内における円滑な自動車交通を確保するため、 長期未着手都市計画道路の見直し方針に基づき 、見直しの検討を進め、当別大通をはじめとする市街地内幹線道路の整備を推進します。また、西部地域の市街地内に市街地内幹線道路を配置し、必要に応じて都市計画決定を行うなど、市街地内幹線道路の整備を推進します。	
	29	●広域幹線道路や市街地内幹線道路を補完し、良好な道路ネットワークを形成するため、歩行者の安全性や快適性に配慮しながら、補助幹線道路、区画道路の整備を推進します。	◎市街地内の道路整備 ・新規路線の道路整備は未実施となっているが、交通量の多い幹線道路において舗装補修等の維持管理を実施。	◎市街地内の道路整備 ・補助幹線道路、区画道路の維持管理及び整備を実施していく。		●広域幹線道路や市街地内幹線道路を補完し、良好な道路ネットワークを形成するため、歩行者の安全性や快適性に配慮しながら、補助幹線道路、区画道路の整備を推進します。	
	★追加	30				◆第6次総合計画（P16）	● 老朽化する道路や橋の修繕および架換については、長寿命化計画に基づいて整備を進めます。
	★追加	31			◎新駅における交通結節点機能の確保	◆第6次総合計画（P16） ◆北海道都市計画区域マスタープラン（P6）	● 新駅設置予定地におけるアクセス道路の検討及び交通結節点機能の確保を行います。
(2)歩行者系道路の整備	32	●市街地内における歩行者の安全性や快適性、自転車の利便性を高めるため、幹線道路を中心にバリアフリー化を考慮した歩道空間の整備を推進します。また、公園などを連絡し住環境を高める、もみじ通、つつじ通、ライラック通の維持保全を図り、良好な歩行者系ネットワークの形成を推進します。	◎歩道空間の整備 ・歩道整備にあたってはバリアフリー化を意識した整備を実施している。また街路樹においては計画的な剪定を実施することにより維持保全を図っている。	◎歩道空間の整備 ・計画的な維持管理を継続して実施することにより維持保全及び整備を図る。	◆第6次総合計画（P16）	●市街地内における歩行者の安全性や快適性、自転車の利便性を高めるため、幹線道路を中心にバリアフリー化を考慮した歩道空間の整備を推進します。また、公園などを連絡し住環境を高める、もみじ通、つつじ通、ライラック通の維持保全を図り、良好な歩行者系ネットワークの形成を推進します。	
	33	●河川や緑道など、緑のネットワークの整備に合わせて、都市と農村の交流を図るサイクリングロードや散策路などの整備を推進します。	◎散策路等の整備 ・パンケチュウベシナイ川の改修工事や北海道のかわまちづくりとの連携による整備を実施	◎散策路等の整備 ・河川・緑道などの整備に合わせた散策路等の整備を推進する。		●河川や緑道など、緑のネットワークの整備に合わせて、都市と農村の交流を図るサイクリングロードや散策路などの整備を推進します。	
	34	●石狩太美駅南北の一体性を高めるため、南北を連絡する歩行者系道路の整備を推進します。	◎駅舎バリアフリー化 ・石狩太美駅のバリアフリー化に向けJR協議を実施。	◎駅舎バリアフリー化 ・令和2年度にJR北海道がバリアフリー化を含めた整備を実施する予定。		●石狩太美駅南北の一体性を高めるため、南北を連絡する歩行者系道路の整備を推進します。	
	35	●農業集落における歩行者の安全性や快適性、自転車の利便性を高めるため、コミュニティ空間を中心とした歩道空間の整備を推進します。	◎歩道整備 ・2路線1,401mの歩道整備を実施	◎歩道整備 ・令和元年度に1路線397mの歩道整備を予定。		●農業集落における歩行者の安全性や快適性、自転車の利便性を高めるため、コミュニティ空間を中心とした歩道空間の整備を推進します。	

全体構想基本方針	番号	現都市計画マスタープラン	平成23年度から平成30年度までの取組内容	令和元年以降の取組内容・方向性	総合計画・立地適正化計画・北海道都市計画区域マスタープラン（区域マス）等による見直し箇所	都市計画マスタープラン見直し案
★追加	36		◎持続可能な公共交通網の形成 ・地域公共交通網形成計画の策定。	◎持続可能な公共交通網の形成 ・地域公共交通網形成計画に基づく持続可能な公共交通網の整備の推進。	◆北海道都市計画区域マスタープラン（P6）	●将来的な人口減少社会を見据えた中、持続可能な公共交通の実現を目指すために、「 地域公共交通網形成計画 」を策定していることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、今後とも沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、 交通結節点の確保・機能強化に努める。
	37	●町民の移動の円滑化や利便性の向上を図るため、コミュニティバスの持続的運行を確保し、公共交通の安定供給と、公共交通ネットワーク強化を促進します。	◎コミバスの持続的運行の確保 ・西当別道の駅線の運行を開始 ・地域公共交通網形成計画を策定	◎コミバスの持続的運行の確保 ・利便性向上を目的とした路線見直し・変更を予定 ・パスロケーションシステムを含めた当別版 LocalMaaSの構築	◆第6次総合計画（P16） ◆立地適正化計画（P74）	●町民の移動の円滑化や利便性の向上を図るため、コミュニティバスの持続的運行を確保し、公共交通の安定供給と、公共交通ネットワーク強化を促進します。
	38	●当別町と札幌市間の交通利便性を高めるため、JR札幌線（学園都市線）の電化・複線化による高速化、列車の増便など、機能の強化に向け取り組みます。	◎JR運行状況 ・整備促進に関する要望を行い、平成24年に札幌駅-医療大学駅間の電化により高速化を実現。 ・札幌線沿線4町が令和2年5月7日の北海道医療大学駅以北の廃線を容認。	◎JR運行状況 ・快速電車の運行及び全線複線化による乗車時間の短縮、札幌駅-医療大学駅間の増便などによる利便性向上に向けて継続して要望を行っていく。 ・令和2年5月7日に医療大学駅以北が廃線となる。（代替交通として当別-月形間をバスが運行） ・令和3年度までに札幌駅-医療大学駅間で26便が延長運行される予定。 ・令和2年度にパーク＆ライド駐車場の整備及びバスターミナル機能を兼ね備えた医療大学駅の改修・整備を実施する予定。	◆第6次総合計画（P47）	●当別町と札幌市間の交通利便性を高めるため、JR札幌線（学園都市線）の 複線化・快速化による高速化、列車の増便など 、機能の強化に向けた取り組みとともに、 一部廃線に伴う代替交通の確保を促進します。
	39	●公共交通の結節点である駅や駅周辺のバリアフリー化を促進し、誰もが利用しやすい公共交通施設の充実を推進します。	◎駅舎バリアフリー化 ・石狩太美駅のバリアフリー化に向けJR協議を実施。	◎駅舎バリアフリー化 ・令和2年度にJR北海道がバリアフリー化を含めた整備を実施する予定。	◆立地適正化計画（P74）	●公共交通の結節点である駅や駅周辺のバリアフリー化を促進し、誰もが利用しやすい公共交通施設の充実を推進します。
(4)交通誘導	40	●町外から訪れる観光客や来訪者を円滑に目的地に誘導するため、景観に配慮した統一感のある案内サインなど、デザイン化、集約化を検討します。	◎観光客等への案内サイン ・道の駅開設に向け案内看板を適地に設置	◎観光客等への案内サイン ・景観に配慮した統一感のある案内サインなどのデザイン化、集約化の検討をする。		●町外から訪れる観光客や来訪者を円滑に目的地に誘導するため、景観に配慮した統一感のある案内サインなど、デザイン化、集約化を検討します。
3. 公園、河川の基本方針						
(1)公園・緑地の整備	41	●多様なレクリエーション活動や災害発生時の一時避難所、復旧活動の拠点として機能する都市基幹公園や住区基幹公園、緑地の維持保全を推進するとともに、市街地の進展動向や誘致距離を勘案し、地域の特性を生かした多彩な公園や緑地を適正に配置するなど、市街地における都市公園の必要な整備と維持保全を推進します。	◎都市公園の整備 ・新たな都市公園の整備は行っていないが、既存都市公園において公園施設長寿命化計画を策定及び管理業務により維持保全を図った。	◎都市公園の整備 ・公園施設長寿命化計画に基づいた更新工事及び適正な維持管理を実施することにより保全を図っていく。	◆第6次総合計画（P13） ◆北海道都市計画区域マスタープラン（P8）	●多様なレクリエーション活動や災害時における避難地及び防災拠点、環境保全、景観形成として機能が発揮され、かつコンパクトなまちづくりによる市街地の進展動向や誘致距離を勘案し、地域のニーズに即した多彩な公園や緑地を適正に配置するため、都市公園の再編・集約化による維持管理の効率化や跡地の有効活用を含めて、市街地における都市公園の適正な配置と維持保全を推進します。また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。
	42	●町民のスポーツ・レクリエーション活動の中心地として整備されている若葉公園は、運動公園としての機能を充実するとともに、適正な維持管理を推進します。	◎維持管理状況（長寿命化計画） ・若葉公園球場のスコアボードの改修を実施 ・管理業務による適正な維持管理を実施	◎維持管理状況（長寿命化計画） ・適正な維持管理に努める。		●町民のスポーツ・レクリエーション活動の中心地として整備されている若葉公園は、運動公園としての機能を充実するとともに、適正な維持管理を推進します。
	43	●白樺緑地、当別川河川緑地など市街地における貴重な緑地空間を保全するとともに、町民の憩いの場として、遊歩道、休憩施設、照明施設など、適正な維持管理を推進します。	◎維持管理状況等（長寿命化計画） ・管理業務による適正な維持管理を実施。 ・北海道との連携により当別川かわまちづくり事業を推進。	◎維持管理状況等（長寿命化計画） ・適正な維持管理に努める。 ・北海道との連携により当別川かわまちづくり事業を推進。		●白樺緑地、当別川河川緑地など市街地における貴重な緑地空間を保全するとともに、町民の憩いの場として、遊歩道、休憩施設、照明施設など、適正な維持管理を推進します。
	44	●住区基幹公園、緑地の配置および整備にあたっては、特色のある公園とするため、町民の参加を得ながら、規模や施設内容、緑地量、管理における町民と行政の役割分担など、協働による整備や維持保全を推進します。	◎協働による公園整備 ・公園施設長寿命化計画を策定し、それに基づいた施設更新を実施（H30阿蘇公園遊具施設更新）	◎協働による公園整備（阿蘇公園遊具など） ・公園施設長寿命化計画に基づいた施設更新を実施していく。	◆第6次総合計画（P13）	●住区基幹公園、緑地の配置および整備にあたっては、 地域のニーズに即した公園 とするため、町民の参加を得ながら、 規模や施設内容、管理方法などの検討を行い 、整備や維持保全を推進します。
	45	●高齢者や障がい者、子どもから大人まで、誰もが快適に利用していただくため、バリアフリー化を推進し、利用者の安全確保や施設の長寿命化を図りながら、適正な維持、改築および更新による整備を推進します。	◎長寿命化計画 ・公園施設長寿命化計画を策定し、それに基づいた施設更新を実施（H30阿蘇公園遊具施設更新）	◎長寿命化計画 ・公園施設長寿命化計画に基づいた施設更新を実施していく。	◆第6次総合計画（P13, P50）	●高齢者や障がい者、子どもから大人まで、誰もが快適に利用 できるよう 、バリアフリー化を推進し、利用者の安全確保や施設の長寿命化を図りながら、適正な維持、改築および更新による整備を推進します。

全体構想基本方針	番号	現都市計画マスタープラン	平成23年度から平成30年度までの取組内容	令和元年以降の取組内容・方向性	総合計画・立地適正化計画・北海道都市計画区域マスタープラン（区域マス）等による見直し箇所	都市計画マスタープラン見直し案
	46	●緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）の策定に努め、必要に応じ公園、緑地などの都市施設や風致地区などの地域地区について都市計画決定を行います。	◎緑の基本計画 ・緑の基本計画の策定はしていない。	◎緑の基本計画 ・緑の基本計画の策定予定はないが、新たな公園、緑地などの都市施設の都市計画決定を行う場合は策定の検討を行う。		●緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定に努め、必要に応じ公園、緑地などの都市施設や風致地区などの地域地区について都市計画決定を行います。
(2)広場の保全	47	●自然性に富んだ緑地や風致の維持、良好な景観形成に資するため、地域住民が古くから親しんでいる既存の広場の維持保全を推進します。	◎既存の広場の維持保全 ・景観計画等に基づき、地域住民が親しんでいる既存の広場の維持保全を推進。	◎既存の広場の維持保全 ・地域住民が古くから親しんでいる既存の広場の維持保全を推進する。		●自然性に富んだ緑地や風致の維持、良好な景観形成に資するため、地域住民が古くから親しんでいる既存の広場の維持保全を推進します。
	48	●各地域に残る旧校舎やグラウンドなどは、地域住民が集い、地域の歴史と文化を共有できる場として、維持保全に努め、憩いの空間やコミュニティ施設、レクリエーション施設としての活用を検討します。また、地域の活性化を推進するため、NPO法人や企業と連携し、適切な管理と地域に根ざした利活用を推進します。	◎旧校舎の利活用 ・旧中小屋小学校、旧弁華別小中学校において社会福祉法人活動に利用。	◎旧校舎の利活用 ・地域の活性化を推進するため、NPO法人や企業と連携した利活用を推進する。		●各地域に残る旧校舎やグラウンドなどは、地域住民が集い、地域の歴史と文化を共有できる場として、維持保全に努め、憩いの空間やコミュニティ施設、レクリエーション施設としての活用を検討します。また、地域の活性化を推進するため、NPO法人や企業と連携し、適切な管理と地域に根ざした利活用を推進します。
(3)緑のネットワークの形成	49	●当別町の特徴的な資源である防風林を保全するとともに、市街地の輪郭形成として緑道を配置し、サイクリングロードや散策路など、住環境の向上を図る緑のネットワークの形成を推進します。	◎市街地を取り囲む緑の保全・活用 ・石狩北部サイクルツーリズムにて広域のサイクリングマップを作成。	◎市街地を取り囲む緑の保全・活用 ・観光資源を活かしたサイクリング事業の強化を検討	◆北海道都市計画区域マスタープラン（P8）	●当別町の特徴的な資源である防風林など、 市街地を取り囲む緑の保全・活用とともに 、既存の河川・公園・緑地を活かした緑のネットワークに合わせて、サイクリングロードや散策路などの整備を推進します。
	50	●緑道の整備は、町民参加の協力を得ながら超長期的な展望にたつて段階的に推進します。また、整備にあたっては、山なみの眺望に配慮しつつ、夏季は遊歩道やサイクリングロードとして、冬季は風雪から市街地や道路を守る道路防雪林として整備を推進します。	◎緑道の整備 ・防風林を保全や観光と連携したサイクリングロードの整備を実施。	◎緑道の整備 ・既存の河川・公園・緑地の保全・活用をしながら、超長期的な展望にたつた段階的な推進を図る。		●緑道の整備は、町民参加の協力を得ながら超長期的な展望にたつて段階的に推進します。また、整備にあたっては、山なみの眺望に配慮しつつ、夏季は遊歩道やサイクリングロードとして、冬季は風雪から市街地や道路を守る道路防雪林として整備を推進します。
	51	●市街地に点在する公園や緑地を連絡する歩行者専用道路や市街地外縁部に配置する緑道、幹線道路の歩行空間や河川等の親水空間などは、自然と親しむ緑を充実し、都市と農村を交流する水と緑のネットワークの形成を推進します。	◎水と緑のネットワークの形成 ・パンケチュウベシナイ川の改修工事や北海道との連携による当別川かわまちづくり事業を推進。	◎水と緑のネットワークの形成 ・既存の河川・公園・緑地の保全・活用をしながら、自然と親しむ緑を充実し、都市と農村を交流する水と緑のネットワークの形成を推進。		●市街地に点在する公園や緑地を連絡する歩行者専用道路や市街地外縁部に配置する緑道、幹線道路の歩行空間や河川等の親水空間などは、自然と親しむ緑を充実し、都市と農村を交流する水と緑のネットワークの形成を推進します。
(4)河川の整備	52	●自然生態系に配慮し、石狩川、当別川の河川緑地を保全し、親水空間や散歩道など、緑豊かなレクリエーション空間の創出を検討します。	◎ワンド ・石狩川下流当別地区自然再生ワークショップに地元自治体として参画し、これまで工事の実施（湿地整備・ワンド整備等）、モニタリングの実施（鳥類・トンボ類、水質・水位等）、鳥獣保護区の検討を実施。 ◎当別川かわまちづくり ・北海道との連携により当別川かわまちづくり事業を推進。	◎ワンド ・令和元年度はゲートを試験的に開放するなど、環境を保全しつつも、自然環境に触れ合える利用の促進に努めていく。 ◎当別川かわまちづくり ・北海道との連携により当別川かわまちづくり事業を推進。	◆第6次総合計画（P9）	●自然生態系に配慮し、石狩川、当別川の河川緑地を保全し、親水空間や散歩道など、緑豊かなレクリエーション空間の創出を検討します。
	53	●市街地を流れるパンケチュウベシナイ川は、沿道土地利用と連携しながら、親水空間や並木道の創出により緑豊かな交流空間を形成し、町民に親しまれる当別町の新たな個性の演出を創出します。	◎パンケチュウベシナイ川の親水空間の整備 ・H21からH29にパンケチュウベシナイ川 L=476mの景観に配慮した改修工事を実施。	◎パンケチュウベシナイ川の親水空間の整備 ・沿道土地利用と連携しながら、親水空間等により緑豊かな交流空間の形成を図る。 ※パンケ川整備完了済み		●市街地を流れるパンケチュウベシナイ川は、沿道土地利用と連携しながら、親水空間や並木道の創出により緑豊かな交流空間を形成し、町民に親しまれる当別町の新たな個性の演出を創出します。
	54	●農業集落を流れる河川や沼・池などは、親水空間や散策路の創出を行い、地域住民が憩い、集う交流空間の形成を推進します。	◎農業集落における親水空間・散策路の整備 ・農業農村整備事業や多面的機能支払交付金事業の実施により地域における農地及び農業施設の保全、農業集落の機能維持が図られた。	◎農業集落における親水空間・散策路の整備 ・継続して地域における農地及び農業施設の保全、農業集落の機能維持を図る。		●農業集落を流れる河川や沼・池などは、親水空間や散策路の創出を行い、地域住民が憩い、集う交流空間の形成を推進します。
4. 環境保全の基本方針						
(1)農地・森林・河川の保全	55	●大都市近郊の田園都市として、市街地の輪郭に形成される緑のネットワークの整備と連携し、農用地の適正な保全と、豊かな農村環境の維持保全を図ります。	◎農用地の保全と豊かな農村環境の維持保全 ・農業農村整備事業や多面的機能支払交付金事業の実施により農地の有効利用と適切な農地保全を図った。	◎農用地の保全と豊かな農村環境の維持保全 ・継続して農地の有効利用と適切な農地保全を図る。	◆第6次総合計画（P28～29）	●大都市近郊の田園都市として、市街地の輪郭に形成される緑のネットワークの整備と連携し、農用地の適正な保全と、豊かな農村環境の維持保全を図ります。
	56	●農地の転用や森林の伐採を伴う開発については、自然と調和した都市づくりに向けた開発指導基準やルール策定について検討します。	◎自然と調和した都市づくり ・関係法令に基づく開発基準や景観計画に基づき、自然と調和した都市づくりを推進している。	◎自然と調和した都市づくり ・関係法令の開発基準に基づき、自然と調和した都市づくりを推進。		●農地の転用や森林の伐採を伴う開発については、 関係法令に基づく開発基準や景観計画における景観形成基準に基づき 、自然や景観と調和した都市づくりを推進します。

全体構想基本方針	番号	現都市計画マスタープラン	平成23年度から平成30年度までの取組内容	令和元年以降の取組内容・方向性	総合計画・立地適正化計画・北海道都市計画区域マスタープラン（区域マス）等による見直し箇所	都市計画マスタープラン見直し案
	57	●大都市近郊の貴重な自然資源である豊かな森林や河川を保全するとともに、散策路やフットパスのルート選定など、自然を身近に感じられる観光資源としての活用について、検討します。	◎散策路・フットパスの選定 ・景観スポットの考え方…サイクリングコースに選定（サイクリングマップ作成・配布）	◎散策路・フットパスの選定 ・散策路・フットパスの考え方…JAFと観光協定を締結（H31.4月）。ドライビングコースや休憩スポットに選定予定。 ・景観スポットの考え方…豊かな自然環境をPRするため、バスツアーのルートに選定。		●大都市近郊の貴重な自然資源である豊かな森林や河川を保全するとともに、散策路やフットパスのルート選定など、自然を身近に感じられる観光資源としての活用について、検討します。
	58	●石狩川や当別川の河畔林を保全するとともに、魚、鳥、昆虫などの生息・生育・繁殖環境に配慮した多自然型の治水対策を推進します。	◎ワンド ・石狩川下流当別地区自然再生ワークショップに地元自治体として参画し、これまで工事の実施（湿地整備・ワンド整備等）、モニタリングの実施（鳥類・トンボ類、水質・水位等）、鳥獣保護区の検討を実施。	◎ワンド ・令和元年度はゲートを試験的に開放するなど、環境を保全しつつも、自然環境に触れ合える利用の促進に努めていく。	◆第6次総合計画（P13）	●石狩川や当別川の河畔林を保全するとともに、 自然生態系に配慮した自然再生事業 や多自然型の治水対策を推進します。
	59	●新たな上水の水源となる当別ダムの水質確保を図るため、水源かん養機能を有するダム周辺やダム上流の森林の整備・保全を推進します。	◎当別ダムの水質確保 ・ダム以北を水資源保全地域に指定することで、水資源の保全を図っている。	◎当別ダムの水質確保 ・水資源保全地域の指定による、適正な土地利用を図る。		●新たな上水の水源となる当別ダムの水質確保を図るため、水源かん養機能を有するダム周辺やダム上流の森林を 水資源保全地域として 整備・保全を推進します。
(2)下水道の整備、上水の確保	60	●石狩川や当別川、パンケチュウベシナイ川など、河川の水質の保全、回復を図るため、下水道計画区域内の未整備箇所の整備や、下水道計画区域外における生活排水設備の整備を推進します。	◎下水道整備状況 ・下水道区域内はほぼ下水道整備済みとなっており、老朽化による処理場及び管渠の更新工事を実施。 ◎区域外生活排水設備の整備状況 ・平成30年度より浄化槽設置事業を実施し、生活環境の改善及び公共水域保全に向け取り組んでいる。	◎下水道整備 ・老朽化による管渠の更新工事を実施。 ◎区域外生活排水設備の整備 ・昨年より実施している浄化槽整備事業の継続。	◆第6次総合計画（P12）	● 良好な生活環境の確保および公共用水域の水質保全のため、下水道未整備区域における浄化槽の効率的な整備を図るとともに、下水道施設の適切な維持管理と計画的な更新を図ります。
	61	●複数の下水処理区について、農業集落排水処理区とみどり野処理区を公共下水道として一元化し、効率的な運営、維持管理を推進します。	◎下水処理施設の一元化 ・平成25年度に農業集落排水処理区とみどり野処理区を公共下水道に編入。また、太美町汚水処理センターの汚水処理機能を廃止し、当別下水終末処理場で一元的に汚水処理を行い、効果的な運営を図っている。	◎効率的な運営、維持管理の推進 ・みどり野処理場を廃止し当別下水終末処理場への統合について検討する。	◆第6次総合計画（P12）	● 下水道処理施設の一元化による効率的な運営、維持管理を推進します。
	62	●雨水による浸水被害を防ぎ、住民生活の安全・安心を確保するため、公共下水道計画区域内の雨水整備を推進します。また、効率的かつ持続可能な下水道施設管理を行うため、施設の長寿命化を図りながら計画的に改築更新を行います。	◎雨水整備及び持続可能な下水道施設管理 ・H22年に下水道施設の計画的な改築更新の実施している。	◎雨水整備及び持続可能な下水道施設管理 ・下水道中期ビジョンに基づき、施設の長寿命化を図りながら計画的に改築更新を行う。	◆下水道中期ビジョン概要版（P15）	●雨水による浸水被害を防ぎ、住民生活の安全・安心を確保するため、公共下水道計画区域内の雨水整備を推進します。また、効率的かつ持続可能な下水道施設管理を行うため、施設の長寿命化を図りながら計画的に改築更新を図ります。
	63	●上水の安定供給を図るため、安定した水源の確保として、当別ダムの整備を促進するとともに、水道施設の整備を推進します。	◎安定した水源の維持 ・H24に当別ダムが完成しH25より水道、用水、治水対策の多目的ダムとして豊富で安定した水源を確保した。また企業団からの受水に向け第3次拡張事業を実施。	◎安定した水源の維持 ・きれいでおいしい安全な水の供給のために水道施設の適切な維持管理と計画的な更新を実施。	◆第6次総合計画（P12）	● 豊富で安定した水源を維持するとともに、きれいでおいしい安全な水の供給のため、水道施設の適切な維持管理と計画的な更新を図ります。
(3)市街地内、農業集落内の緑地の保全	64	●市街地内や農業集落内における貴重な緑地空間として、学校、神社などの施設林の保全および緑化を推進します。	◎市街地等の緑化空間の整備 ・景観計画等に基づき、貴重な緑地空間として、学校や神社などの施設林の保全及び緑化を推進。	◎市街地等の緑化空間の整備 ・貴重な緑地空間として、学校、神社などの施設林の保全および緑化を推進します。		●市街地内や農業集落内における貴重な緑地空間として、学校、 学校跡地 、神社などの施設林の保全および緑化を推進します。
(4)低炭素都市づくりに向けたまちづくりの推進	65	●地球温暖化防止や二酸化炭素排出抑制を目標とした低炭素都市づくりに向け、コミュニティバスの燃料としての廃植物性食用油を再利用したバイオディーゼル燃料の活用を推進します。また太陽光や風力など当別町地域新エネルギービジョンに基づき、再生可能エネルギーの活用を検討するとともに、ゴミの減量化やリサイクルを促進します。	◎再生可能エネルギーの活用状況 《太陽光発電について》 ・総合体育館における太陽光発電及び蓄電池導入による自立分散型電源の確保。 ・民間事業者との連携による遊休町有地を活用したメガソーラー稼働。 《木質バイオマス活用推進について》 ・西当別小・中学校木質ボイラ導入事業。 ・一体型義務教育学校など公共施設への木質ボイラ導入。 ・河川支障木チップ製造調査研究事業。 ・民間事業者との連携による木質チップ製造・供給体制等の構築。 《太陽光発電について》 ・一体型義務教育学校など公共施設への設備導入検討。 《今後の低炭素型都市づくりの考え方》 ・木質バイオマスなど、本町の地域特性を活かした再生可能エネルギーの活用推進。 ・ライフサイクルコストや事業採算性を考慮した持続可能な事業展開の検討。 ・照明のLED化など、省エネルギーの促進。	◎再生可能エネルギーの活用状況 《木質バイオマス活用推進について》 ・西当別小・中学校木質ボイラ導入事業。 ・一体型義務教育学校など公共施設への木質ボイラ導入。 ・河川支障木チップ製造調査研究事業。 ・民間事業者との連携による木質チップ製造・供給体制等の構築。 《太陽光発電について》 ・一体型義務教育学校など公共施設への設備導入検討。 《今後の低炭素型都市づくりの考え方》 ・木質バイオマスなど、本町の地域特性を活かした再生可能エネルギーの活用推進。 ・ライフサイクルコストや事業採算性を考慮した持続可能な事業展開の検討。 ・照明のLED化など、省エネルギーの促進。	◆第6次総合計画（P32,P18） ◆立地適正化計画（P73）	●地球温暖化防止や二酸化炭素排出抑制を目標とした低炭素都市づくりに向け、コミュニティバスの燃料としての廃植物性食用油を再利用したバイオディーゼル燃料の活用を推進します。 また、持続可能なまちづくりを進めるため、低炭素・脱炭素の取り組みとして、省エネルギーと再生可能エネルギーの活用により効率的なエネルギー利用を推進するとともに、環境負荷のより少ない資源循環型の社会を実現するために、住民・事業者・行政が一体となったごみの減量化やリサイクルの推進に努めます。

全体構想基本方針	番号	現都市計画マスタープラン	平成23年度から平成30年度までの取組内容	令和元年以降の取組内容・方向性	総合計画・立地適正化計画・北海道都市計画区域マスタープラン(区域マス)等による見直し箇所	都市計画マスタープラン見直し案
	66	●都市における二酸化炭素の排出を抑制するため、コンパクトな市街地形成を推進するとともに、森林や緑地などの樹木の保全と合わせ、市街地内の公園や河川空間、道路空間の緑の充実を図ります。	◎コンパクトなまちづくり ・立地適正化計画を策定中。	◎コンパクトなまちづくり ・持続可能な市街地の形成するため立地適正化計画により、コンパクトなまちづくりを進める。 ・立地適正化計画に基づきコンパクトで持続可能な市街地の形成をする。	◆立地適正化計画(P73)	●都市における二酸化炭素の排出を抑制するため、 都市機能の集約化と公共交通機関の利用促進等により 、コンパクトな市街地形成を推進するとともに、森林や緑地などの樹木の保全と合わせ、市街地内の公園や河川空間、道路空間 における 緑の充実を図ります。
5. 景観の基本方針						
(1)駅前・商業地景観の形成	67	●石狩当別駅の北口は「静の空間」として白樺公園を維持保全するとともに、南口は「動の空間」としてふれあい倉庫をはじめとした、にぎやかな街なみを創造し、当別町の顔となる駅前空間の創出を図ります。	◎駅前空間の創出 ・当別駅南北の駅前空間の創出については、立地適正化計画の中で検討をしている。	◎駅前空間の創出 ・立地適正化計画によるコンパクトなまちづくりの方針に沿った当別駅南北の駅前空間の創出を進める。	◆立地適正化計画(P73)	●石狩当別駅周辺は、 公共施設や医療・福祉・子育て支援・商業施設等の都市機能を誘導する区域として、ふれあい倉庫をはじめとした 、にぎやかな街並みを創造し、当別町の顔となる駅前空間の創出を図ります。
	68	●石狩当別駅南側の中心市街地は、歴史を生かした景観づくりを進め、建物や植栽、歩道空間などの統一化を図るとともに、パンケチュウベシナイ川に創出される親水空間との連携を図り、当別らしい個性的な商業景観の形成を推進します。	◎親水空間との連携 ・H21からH29にパンケチュウベシナイ川 L=476mの景観に配慮した改修工事を実施。	◎親水空間との連携 ・パンケチュウベシナイ川の親水空間との連携を図り、当別らしい商業景観の形成を推進する。		●石狩当別駅南側の中心市街地は、 まちの歴史性を生かし 、建物や植栽、歩道空間などが 一体となった 景観づくりを図るとともに、パンケチュウベシナイ川に創出される親水空間との連携を図り、当別らしい個性的な商業景観の形成を推進します。
	69	●石狩太美駅前周辺は、スウェーデンをモチーフに取り入れ、樹木や花を積極的に活用した潤いのある街なみの創出を図ります。	◎スウェーデン大通 ・管理業務により適正な維持管理を図った。 ・スウェーデン風の取り組み、樹木・花の活用	◎スウェーデン大通 ・継続して適正な維持管理を図る。		●石狩太美駅前周辺は、スウェーデンをモチーフに取り入れ、樹木や花を積極的に活用した潤いのある街なみの創出を図ります。
(2)住宅地景観の形成	70	●個性的な住宅地景観を形成するため、住宅地の景観づくりに向けた指針として、ガイドプラン策定に向けた検討を進め、建物の色や形態、高さ、樹木や花の種類について、街区や通りごとに個性を演出するなど、周辺の田園景観と調和した、潤いやゆとりが感じられる住宅地景観の形成を促進します。	◎住宅地景観づくりに向けたガイドライン策定 ・建物の色については、景観計画に基づき届出制度により景観形成の推進を図っている。	◎住宅地景観づくりに向けたガイドライン策定 ・景観計画に基づき届出制度により景観形成の推進を図っていく。ガイドライン策定については、大規模宅地造成等の動向をみながら検討していく。		●個性的な住宅地景観を形成するため、 当別町景観計画に基づき 、建物の色や形態、高さ、樹木や花の種類について、街区や通りごとに個性を演出するなど、周辺の田園景観と調和した、潤いやゆとりが感じられる住宅地景観の形成を促進します。
	71	●住民組織と行政が協力しながら、清掃活動や雑草の除去などを行い、住宅地における環境美化を推進します。	◎清掃活動や雑草除去などの環境美化 ・地域清掃環境美化活動事業として道道浜益港線(ふくろう街道)の花植や住宅地の美化を目的に強化月間を設定し啓発活動を行い環境美化を図った。	◎清掃活動や雑草除去などの環境美化 ・自然環境の保全と環境美化に対する意識づくりや地域における環境美化活動を促進する団体等への活動支援を行う。	◆第6次総合計画(P18)	●住民組織と行政が協力しながら、清掃活動や雑草の除去などを行い、住宅地における環境美化を推進します。
	72	●背景となる農地や森林と調和し、建築協定により統一感のある街なみを形成しているスウェーデンヒルズは、地域住民の今後のまちづくりや住環境の保全に関する意向などを踏まえ、景観地区や地区計画など住宅地景観の保全について検討します。	◎地区計画等の指定 ・住環境を保全するため、特定用途制限地域の指定に向けた協議を継続中。	◎地区計画等の指定 ・地域住民のまちづくりや住環境の保全等に関する意向を踏まえて、地区計画等の指定を検討する。	◆区域マス(P5)	●背景となる農地や森林と調和し、建築協定により統一感のある街なみを形成しているスウェーデンヒルズは、地域住民の今後のまちづくりや住環境の保全に関する意向などを踏まえ、景観地区や地区計画、 特定用途制限地域等の指定を検討し、住宅地景観の保全を推進します。
	73	●住宅地の景観を損ねる無秩序かつ過剰に設置される屋外広告物を規制し、良好な住宅地景観の形成を推進します。	◎屋外広告物規制 《規制状況》 ・平成21年度に用途地域「第一種低層住居専用地域」を禁止地域に指定。以降、新たな禁止地域の指定はしていない。	◎屋外広告物規制 《今後の規制方針》 ・用途地域の変更、地域住民からの意見を踏まえ北海道に要望していく。		●住宅地の景観を損ねる無秩序かつ過剰に設置される屋外広告物を規制し、良好な住宅地景観の形成を推進します。
(3)自然景観の保全	74	●当別町の豊かな水と緑資源は、農村部の田園風景とともに当別町の誇りとし大切にしていかなければならない自然景観であり、当別町全体の景観を構成する貴重な資源として、農地や森林、河川の環境整備や、防風林の保全、公有林の活用など自然を基調とした景観づくりを推進します。	◎水と緑資源の保全 ・北海道条例「北海道水資源の保全に関する条例」に基づき、生活、農業、工業等の目的に用いられる水源の確保・保全を図っている。 ・景観計画に基づき公有林、防風林の保全、活用方策の検討を行っている。	◎水と緑資源の保全 ・引き続き、北海道条例「北海道水資源の保全に関する条例」に基づき、生活、農業、工業等に用いられる水源の確保・保全を図っていく。 ・引き続き、公有林、防風林の保全、活用方策の検討を行う。		●当別町の豊かな水と緑資源は、農村部の田園風景とともに当別町の誇りとし大切にしていかなければならない自然景観であり、当別町全体の景観を構成する貴重な資源として、農地や森林、河川の環境整備や、防風林の保全、公有林の活用など自然を基調とした景観づくりを推進します。
	75	●四季を感じさせ、市街地の背景となる農地や森林など、鉄道の車窓や広域幹線道路、市街地から見えるのどかな自然景観の保全および修景を推進します。	◎自然景観の保全 ・景観計画に基づき、定期的に景観阻害要素の調査・点検を実施し、自然景観の保全を行っている	◎自然景観の保全 ・景観計画に基づき景観に影響を与える行為を届出の対象とする基準を定めることで、自然景観の保全を行う。		●四季を感じさせ、市街地の背景となる農地や森林など、鉄道の車窓や広域幹線道路、市街地から見えるのどかな自然景観の保全および修景を推進します。
	76	●都市内の公有林、民有林、防風林は貴重な自然景観資源として保全を図り、景観計画の普及を通じ、森林保全に向けた意識啓発を行います。	◎都市内の防風林等の保全方針 ・景観計画に基づき公有林、防風林の保全、活用方策の検討を行っている。	◎都市内の防風林等の保全方針 ・引き続き、公有林、防風林の保全、活用方策の検討を行う		●都市内の公有林、民有林、防風林は貴重な自然景観資源として保全を図り、景観計画の普及を通じ、森林保全に向けた意識啓発を行います。

全体構想基本方針	番号	現都市計画マスタープラン	平成23年度から平成30年度までの取組内容	令和元年以降の取組内容・方向性	総合計画・立地適正化計画・北海道都市計画区域マスタープラン（区域マス）等による見直し箇所	都市計画マスタープラン見直し案
(4)沿道景観の形成	77	●市街地外においては、農家林の保全・創出など、町民が主体となって樹木や花による緑化を進め、潤いやゆとりが感じられ、豊かな自然景観と調和した農業集落の形成を促進します。	◎景観計画の方針 ・景観計画に基づき地域集会所周辺の維持補修により、農道沿道の景観形成の推進を図っている。	◎景観計画の方針 ・豊かな自然景観と調和した農業集落の形成を促進する。		●市街地外においては、農家林の保全・創出など、町民が主体となって樹木や花による緑化を進め、潤いやゆとりが感じられ、豊かな自然景観と調和した農業集落の形成を促進します。
	78	●土石の採取跡地や廃屋などの景観阻害要素は、定期的に点検、指導するなどの対策を図り、美しい景観形成維持に努めます。	◎土石の採取跡地 ・許認可機関である北海道とも連携を図りながら、適時パトロールや指導を行っている。 ◎廃屋などの対策 ・適時パトロールを実施し点検・指導により景観維持を図った。	◎土石の採取跡地 ・引き続きパトロールや指導を実施し、景観形成維持に努めていく。 ◎廃屋などの対策 ・継続して適時パトロールを実施し点検・指導により景観維持を図る。		●土石の採取跡地や廃屋などの景観阻害要素は、定期的に点検、指導するなどの対策を図り、美しい景観形成維持に努めます。
	79	●国道337号（道央圏連絡道路）や国道275号、道道などの広域幹線道路や当別大通やスウェーデン大通などの市街地内幹線道路の景観については、（仮）当別景観ルートの指定を検討するなど、関係機関との協議・調整を行い良好な景観形成を図ります。	◎景観計画の方針 ・景観計画に基づき景観に影響を与える行為を届出の対象とする基準を定めることで、主要な道路の良好な景観形成を図っている。	◎景観計画の方針 ・広域幹線道路、市街地内幹線道路の良好な景観形成を図る。		●国道337号（道央圏連絡道路）や国道275号、道道などの広域幹線道路や当別大通やスウェーデン大通などの市街地内幹線道路については、 当別町景観計画に基づき関係機関との協議・調整を行い良好な沿道景観の形成を図ります。
	80	●国道や道道に面した沿道サービス施設や工業流通施設などは、緑化の推進や屋外広告物などの適正な規制誘導による沿道景観の向上を図るとともに、公共サインや案内サインの集約化、デザイン化を図り、良好な沿道景観の形成を推進します。	◎景観計画の方針 ・景観計画に基づき景観に影響を与える行為を届出の対象とする基準を定めることで、主要な道路の良好な景観形成を図っている。	◎景観計画の方針 ・緑化の推進や屋外広告物などの適正な規制誘導による良好な沿道景観の形成を推進する。		●国道や道道に面した沿道サービス施設や工業流通施設などは、緑化の推進や屋外広告物などの適正な規制誘導による沿道景観の向上を図るとともに、公共サインや案内サインの集約化、デザイン化を図り、良好な沿道景観の形成を推進します。
	81	●農業地域や森林地域を貫く道路沿道は、住民協働による草刈や植花による美しい沿道景観を創出するとともに、地域住民と連携し、不法投棄防止策の検討や意識啓発、監視の徹底など、より良い沿道景観の向上を図ります。	◎不法投棄防止策等 ・不法投棄の監視・通報体制の拡充、関係機関との連携による防止体制の強化を図っている。	◎不法投棄防止策等 ・地域住民と連携した不法投棄防止策の検討や意識啓発、監視の徹底など、より良い沿道景観の向上を図る。		●農業地域や森林地域を貫く道路沿道は、住民協働による草刈や植花による美しい沿道景観を創出するとともに、地域住民と連携し、不法投棄防止策の検討や意識啓発、監視の徹底など、より良い沿道景観の向上を図ります。
(5)歴史景観の保全	82	●防雪対策として計画する防雪柵は、景観の阻害とならないよう、周辺の田園風景や自然景観に配慮した道路防雪林や収納式防雪柵を検討し、計画的に配置するなど良好な沿道景観の維持保全を図ります。	◎防雪柵の配置 ・良好な沿道景観の維持保全のため、収納式防雪柵の配置を実施。	◎防雪柵の配置 ・良好な沿道景観の維持保全のため、継続して収納式防雪柵の配置を実施する予定。		●防雪対策として計画する防雪柵は、景観の阻害とならないよう、周辺の田園風景や自然景観に配慮した道路防雪林や収納式防雪柵を検討し、計画的に配置するなど良好な沿道景観の維持保全を図ります。
	83	●開拓の歴史を現在に伝える記念碑や神社などの保全を図るとともに、歴史資源周辺の環境整備を推進します。	◎歴史資源周辺の環境整備の推進 ・歴史的文化財の保存活動及び調査活動継続と伊達邸別館の保存を目的とした修繕を実施を検討。	◎歴史資源周辺の環境整備の推進 ・歴史的文化財の保存活動及び調査活動継続と伊達邸別館の保存を目的とした修繕を実施予定。		●開拓の歴史を現在に伝える記念碑や神社などの保全を図るとともに、歴史資源周辺の環境整備を推進します。
(6)観光資源の創出	84	●当別ダム周辺は、良好な景観を有する観光資源としての付加価値を高め、新たな景観スポットによる観光資源を創出します。	◎当別ダム周辺の観光 ・ダム湖の名称について委員会を発足し「当別ふくろう湖」に決定。 ・景観スポットの考え方・・・サイクリングコースに選定（サイクリングマップ作成・配布）	◎当別ダム周辺の観光 ・当別ダム及びふくろう湖を観光資源としての整備を検討する。 ・景観スポットの考え方・・・豊かな自然環境をPRするため、バスツアーのルートに選定。	◆第6次総合計画（P31, P48）	●当別ダム周辺は、良好な景観を有する観光資源としての付加価値を高め、新たな景観スポットによる観光資源を創出します。
	85	●当別町の豊かな自然景観を最大限に生かし、身近に感じられる観光資源として、景観スポットと連携した散策路の整備やフットパスのルート選定など、景観による観光資源の創出を検討します。	◎散策路・フットパスの選定 ・景観スポットの考え方・・・サイクリングコースに選定（サイクリングマップ作成・配布）	◎散策路・フットパスの選定 ・散策路・フットパスの考え方・・・JAFと観光協定を締結（H31.4月）。ドライビングコースや休憩スポットに選定予定。 ・景観スポットの考え方・・・豊かな自然環境をPRするため、バスツアーのルートに選定。		●当別町の豊かな自然景観を最大限に生かし、身近に感じられる観光資源として、景観スポットと連携した散策路の整備やフットパスのルート選定など、景観による観光資源の創出を検討します。
6. 防災・防犯の基本方針						
(1)災害予防の推進	86	●木造家屋が密集する地区においては、建物の更新に合わせて建物の不燃化を促進するとともに、火災による延焼防止と災害時の避難路や物資輸送路を確保するため、市街地に計画された幹線道路の整備推進を図り、災害に強い市街地の形成を推進します。	◎市街地内の幹線道路整備 ・都市計画道路「当別大通」の一部区間の整備を実施。以降は実施していない。	◎市街地内都市計画道路の整備 ・長期未着手都市計画道路の見直し方針に基づき、見直しの検討を進め、市街地内幹線道路の整備を推進する。		●木造家屋が密集する地区においては、建物の更新に合わせて建物の不燃化を促進するとともに、火災による延焼防止と災害時の避難路や物資輸送路を確保するため、市街地に計画された幹線道路の整備推進を図り、災害に強い市街地の形成を推進します。
	87	●地震による建物の損壊や倒壊を防ぐため、避難所に指定されている公共施設をはじめ、民間住宅や民間建物の耐震化を促進し、震災に強い都市づくりを推進します。	◎公共施設の耐震化 ・各公共施設について耐力度調査等による結果に基づき、改築、更新を実施。 ◎民間施設の耐震化 ・一般住宅に対して耐震診断費用の一部補助を実施。	◎公共施設の耐震化 ・既存公共施設の適正な維持管理に合わせ老朽化した公共施設の更新を計画的に実施していく。 ◎民間施設の耐震化 ・一般住宅に対して耐震診断費用の一部補助により建築物の耐震化を推進していく。		●地震による建物の損壊や倒壊を防ぐため、避難所に指定されている公共施設をはじめ、民間住宅や民間建物の耐震化を促進し、震災に強い都市づくりを推進します。

全体構想基本方針	番号	現都市計画マスタープラン	平成23年度から平成30年度までの取組内容	令和元年以降の取組内容・方向性	総合計画・立地適正化計画・北海道都市計画区域マスタープラン(区域マス)等による見直し箇所	都市計画マスタープラン見直し案
	88	●洪水による水害を防ぐため、総合的な治水対策による河川の整備を推進し、市街地の土地利用と合わせた雨水排水施設を計画的に整備するなど、水害が発生しにくい都市づくりを推進します。	◎治水対策による河川の整備 ・1河川 L=476mの改修工事を実施 ◎雨水排水施設の計画的な整備 ・雨水管 L=439mの整備を実施	◎治水対策による河川・雨水排水施設の整備 ・治水対策を目的とした河川改修工事、雨水管整備を実施	◆第6次総合計画(P14)	●洪水による水害を防ぐため、総合的な治水対策による河川の整備を推進し、市街地の土地利用と合わせた雨水排水施設を計画的に整備するなど、水害が発生しにくい都市づくりを推進します。
	89	●崖崩れ、土石流、地すべりなどの土砂災害を防止するため、森林等の適切な保全、育成を図るとともに、北海道が実施する急傾斜地等の調査により指定された土砂災害警戒区域等の周知や適正な予防・防止対策、避難対策を推進します。	◎土砂災害警戒区域の周知、予防・防止対策 ・土砂災害警戒区域の指定を早期に実施すべく北海道との協議を実施 ・土砂災害警戒区域に指定された地区においてハザードマップの作製及び避難体制の検討を実施。	◎森林の適切な保全 ・山地災害危険地区の周知を行うとともに、山地災害発生時の未然防止に係る対策を推進するため、治山事業の要望を行う。 ◎土砂災害警戒区域の周知、予防・防止対策 ・土砂災害警戒区域の指定については、早期に実施すべく北海道と継続協議及び要望を実施していく。 ・土砂災害警戒区域内の周知や適正な予防・防止対策、避難対策等を含めた新たなハザードマップの作成。		●崖崩れ、土石流、地すべりなどの土砂災害を防止するため、森林等の適切な保全、育成を図るとともに、北海道が実施する急傾斜地等の調査により指定された土砂災害警戒区域等の周知や適正な予防・防止対策、避難対策を推進します。
	90	●雪による交通の遮断を防ぐため、防風林の保全を図るとともに道路防雪林や防雪柵の整備など、雪害に強い都市づくりを推進します。	◎雪害に強い防雪林、防雪柵の整備 ・防雪柵について2路線 L=652mの整備を実施	◎雪害に強い防雪林、防雪柵の整備 ・継続的に優先順位をつけ整備を推進		●雪による交通の遮断を防ぐため、防風林の保全を図るとともに道路防雪林や防雪柵の整備など、雪害に強い都市づくりを推進します。
	91	●各地に点在する公園や緑地、広場などは災害発生時における一時避難所、復旧活動の拠点となることから、周辺地域の動向や未利用地の宅地化に合わせて適正に配置し、災害に強い都市づくりを推進します。また今後においては防災機能の充実について検討します。	◎公園の適正配置 ・新規の都市計画公園の設置はないが、開発行為に伴う緑地・公園の設置は、開発毎に行われている。	◎公園の適正配置 ・公園緑地の再編・集約化を含めた適正配置、整備を進める。		●各地に点在する公園や緑地、広場などは災害発生時における一時避難所、復旧活動の拠点となることから、周辺地域の動向や未利用地の宅地化に合わせて適正に配置し、災害に強い都市づくりを推進します。また今後においては防災機能の充実について検討します。
(2)防災対策の推進	92	●災害時に安全かつ迅速な避難、誘導を行うため、避難路や避難場所の確保、防災行政無線などによる災害情報システムの構築を図ります。	◎避難路や避難場所の確保、災害情報システムの構築 ・各種防災訓練及び出前講座を実施。 ・防災備蓄年次計画に基づく備蓄品の整備を実施。	◎避難路や避難場所の確保、災害情報システムの構築 ・防災行政無線等、より効率的な住民への災害情報伝達システムの導入を検討する。 ・防災出前講座や地域訓練等を通じ、より安全な避難経路の確認を行う。 ・防災備蓄年次計画に基づく備蓄品の整備を実施。	◆第6次総合計画(P14)	●災害時に安全かつ迅速な避難、誘導を行うため、避難路や避難場所の確保、防災行政無線などによる災害情報システムの構築を図ります。
★追加	93				◆第6次総合計画(P14) ◆立地適正化計画(P79)	●自主防災組織(町内会)などの地域ネットワークを活かした、防災・危機管理体制の整備や地域防災力の強化、大規模災害時に対応できる消防団組織の整備など、地域で主体的に機能する防災体制の構築を図ります。
★追加	94			◎役場庁舎建て替えについて ・新庁舎の機能や役割について検討	◆第6次総合計画(P14, P52) ◆立地適正化計画(P84) ◆北海道都市計画区域マスタープラン(P3, P7)	●JR石狩当別駅周辺において、都市機能施設との複合化や新たな防災施設としての配置を検討します。
(3)防犯対策の推進	95	●交通事故や犯罪を防止するため、道路や公園などに地域と連携して街路灯や防犯灯を設置するなど、安全で安心な都市づくりを推進します。	◎街路灯の設置 ・道路照明施設修繕計画を策定し計画に基づいた更新を実施。	◎街路灯の設置 ・道路照明施設修繕計画に基づいた更新を実施。		●交通事故や犯罪を防止するため、道路や公園などに地域と連携して街路灯や防犯灯を設置するなど、安全で安心な都市づくりを推進します。